



# 個人住民税の支払い方法が変わります

## 公的年金からの特別徴収（天引き）制度がスタート

公的年金などを受給している方には、これまで納付書などで役場の窓口や金融機関に出向いて個人住民税（町民税・道民税）を納付していただいていたのですが、平成22年10月支給の公的年金などから個人住民税の特別徴収（天引き）が開始されることになりました。

この年金特別徴収制度は、納税方法を変更するものであり、この制度により新たに税負担が生じるものではありません。

### □ 対象者

- ・4月1日現在で65歳以上（昭和20年4月2日以前に生まれた方）
- ・今年度の公的年金所得に係る個人住民税が課税されている
- ・老齢基礎年金などの年金が年額18万円以上
- ・町の介護保険料が公的年金から天引きされている

### ■対象となる年金

介護保険料が特別徴収されている年金（障害年金、遺族年金は対象外です）

### ■特別徴収の対象税額

前年中の公的年金に係る個人住民税の所得割および均等割額

### ■通知時期・内容

7月に通知書を送付します。通知書には

- ・特別徴収税額（本徴収分10・12・2月徴収分）
  - ・仮徴収額（翌年4・6・8月徴収分）
  - ・普通徴収税額（公的年金に係る特別徴収導入開始初年度分など）
- が書かれています。

### ■納税方法の例 住民税の年税額が6万円（年金所得のみ）の場合

| 平成21年度まで | 普通徴収（納付書または口座振替） |         |          |          |
|----------|------------------|---------|----------|----------|
| 月        | 6月（第1期）          | 8月（第2期） | 10月（第3期） | 12月（第4期） |
| 税額       | 15,000円          | 15,000円 | 15,000円  | 15,000円  |
| 算出方法     | 1/4              | 1/4     | 1/4      | 1/4      |

| 平成22年度 | 普通徴収    |         | 特別徴収（年金から天引き） |         |         |
|--------|---------|---------|---------------|---------|---------|
| 月      | 6月（第1期） | 8月（第2期） | 10月           | 12月     | 2月      |
| 税額     | 15,000円 | 15,000円 | 10,000円       | 10,000円 | 10,000円 |
| 算出方法   | 1/4     | 1/4     | 1/6           | 1/6     | 1/6     |

- 6・8月は年税額の4分の1ずつを個人（納付書や口座振替）で納付
- 10・12・2月の支給分の年金から年税額の6分の1ずつを特別徴収で納付

| 平成23年度から | 特別徴収         |         |         |                       |         |         |
|----------|--------------|---------|---------|-----------------------|---------|---------|
| 月        | 4月           | 6月      | 8月      | 10月                   | 12月     | 2月      |
| 税額       | 10,000円      | 10,000円 | 10,000円 | 10,000円               | 10,000円 | 10,000円 |
| 算出方法     | 仮徴収：前年度2月と同額 |         |         | 本徴収：23年度の年税額の残りの1/3ずつ |         |         |

- 4・6・8月は、その年の税額が確定していないため「仮徴収」として2月の納付額と同額を年金から天引き
- 10・12・2月は確定した年税額から支払い済みの4・6・8月分を引き、残りの額を3回に分けて天引き